

1 2 月 8 日 (第 2 日)

12月8日(木)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	川寄 純司
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	川尻 博文
教育次長	木戸佐夜子	消防長	岡野 数正
企業局長	今宮 正志	総務課長	浜村 晴司
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	同意第2号	公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第3	同意第3号	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第4	議案第94号	江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第95号	江田島市公共下水道事業受益者負担金に関する条例等

の一部分を改正する条例案について
日程第 6 議案第 96 号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例等の一部分
を改正する条例案について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成23年第7回江田島市議会定例会2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上田 正君） 日程第1、昨日に引き続いて、「一般質問」を行います。

その前にお願いを申し上げます。

類似した質問趣旨は、議事進行の観点から質問者及び答弁者ともに重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、順次一般質問を行っていただきます。

5番 大石秀昭議員。

○5番（大石秀昭君） みなさん、おはようございます。

早朝より傍聴いただきました。本当にありがとうございます。

最初に、先ほど議長さんが言われましたようにダブる点がある事は気をつけなさいということだったので、市長、ひとつよろしくお願いします。

昨日の住岡議員、胡子議員の質問とダブる点が多々あると思いますが、ひとつ一生懸命私も質問をさせていただきますので、教えてください。

それでは、2点について質問させていただきます。

まず1点は、職員の資質向上策について。

2点は、行政評価システムの確立についてでございます。

1について、職員の仕事ぶりが住民の満足度に直結することを考えると、行政の良し悪しは、すべての職員の資質向上にかかっているといても過言ではないと思います。

このようなことから、職員の資質向上や人材育成については、目的を明確にし、体系だった職員研修を行い、研修した成果を具体化させる体制を整え、能力本位とした適材適所の供用や能力・職責・業績が適切に反映される職員の処遇を実現することが重要です。

市長は、人事配置の適正化、職員のやる気の醸成等に、どのような具体策を持って取り組まれているのか、お伺いします。

2点目、これまでの江田島市の行政評価基準というのは、予算の増、プラスとしての評価、予算の減、施策の切り捨てやマイナスの評価という視点のみで、その支出効果には、ほとんど目が向いておらなかったように思います。

限られた財源の中、これからの行政運営は、行政評価システムを確立し、結果を重視する結果指向、あるいは住民を顧客とみなす顧客指向に基づいた経営学の考え方を

政に持ち込んで、より効果的な運営を目指す必要があると思います。

行政評価の手法を一言で片付けることは大変難しいことではありますが、計画をして準備・実施を行い、そして評価をして、それがどうかということで改善を行い、改革を行ってこそ、はじめて中身のあるものとして、行政運営の戦略に活かし、住民福祉の向上に努めることが重要であると思うが、市長の考えをお伺いします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

昨日に引き続いて、定例会2日目大変ご苦勞さまでございます。

また、市民の皆さんには、早朝から傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、大石議員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、職員の資質向上策についてでございますが、職員研修については、毎年、研修計画を立てまして、行政職員としての知識・技術などを取得させるため、職場内・職場外研修をはじめ、県などへの派遣研修も計画的に行い、専門的・実務的な事務処理能力を養成させるため、積極的に参加させています。

研修の成果としては、職員が、研修で得た知識やノウハウを身につけ、市の制度や方針などを策定するなど、研修で学んだことを実際に職場で多く活かしております。

人事配置につきましては、職員一人ひとりが意欲とやりがいを持って、業務に取り組むことができるよう、職員の実績、能力、適性等を考慮し、また、派遣などで本人が学んだ知識・技能を生かせるよう、部署に配置するなど、適材適所に心がけております。

また、職員の能力や業績を適切に反映させることの御提言については、国、県が人事評価制度を導入していく中、本市においても、導入に向け、2年前から外部講師を招き、研修（訓練）に努めているところです。

この制度の目的は、人事評価を職員の能力開発及び人材育成に資することであり、将来的には人事異動や給与等の決定に参考にすることができることとしています。

現在のところ、管理職を対象に試行的に実施している状況ですが、全職員を対象に実施できるよう考えているところです。

次に、行政評価システムの確立についての御質問にお答えいたします。

これまでの行政の実状として、行政が各種計画に沿って予算を立て、事業を行っていますが、その事業がどれだけの効果を上げたか、どれだけ住民福祉の向上につながったかという検証が不十分でありました。

2年前に政府による事業仕分けが行われ、各自治体で行政評価（事業見直し）についての確立が求められてきています。

本市の取り組みについては、本年2月に作成した「行政評価システム導入の基本方針」で、行政活動の客観性・具体的測定や評価を行うことにより、効率的・効果的な行政経営、市民・議会への説明責任の向上などを図る上から、行政評価を導入することが必要であることを示しています。

昨年度、まず、導入のための準備段階として、職員による模擬事業見直しを実施いたしました。

今後の実施スケジュールは、今年度は、試行導入として、各種補助金の実態調査を行政評価で行い、平成24年度から本格的に実施することにしています。

また、議員さんから、計画・実施・評価・改善または改革を実施することの御提言をいただきました。

この点につきましては、行政評価システム導入の基本方針の中で、マネジメントサイクルとして実施することになっていますので、今後、実施する事業が、どれだけの効果を上げるか、どれだけ住民福祉の向上につながったかという検証を考慮しながら、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） さきほど市長はこの質問に対して、適切な対応をされているとの答弁でしたが、私は先日、高田の小方部落に防災無線の件で放送内容が聞き取りにくいから来てくれという相談を受け、難聴地域にはデジタル戸別受信機を無料貸与する旨の記事が広報紙に掲載されておりました。

それで、私は早速担当課へ連絡し、現場確認をしていただいたところ、よく聞こえない。その住民と私夫婦と職員とで聞きましたが、聞き取りにくいということで、その住民が、これでは困ると、私も負担するから役所もなんぼか負担して戸別受信機をつけてくれないかというお願いをしたところ、担当職員は持ち帰って検討しますという返事までよかったです。その後1週間、何ら返事はございません。

役所の検討をするという期間は何日なんですか、お答えください。

○議長（上田 正君） 土手総務課長。

○総務部長（土手三生君） 議員さん今御指摘の1週間そのまま返事がない分につきましては、お詫び申し上げます。

申しわけありません。

防災行政無線につきましては、昨日ですか、住岡議員さんの方にも一応答弁さしていただいたんですが、職員が2名体制で、苦情がございました件につきましては、実際にその世帯の方へ出向きまして、一応事情とか音量とか、そういった部分の測定をさしていただいて、その家族の状況とかなんかもお聞きしながら対応していっておるんですが、非常に今のうちの基準の部分の中です、微妙なところの部分です、なかなかちょっと判断がすぐにはできないという要素もございまして、今の対応が遅れたんだと思うんですが、それにしても、その対応の遅れの部分は、もう少し幾らぐらい時間かかるとか、的確なそこらの早めな対応をさしていただかずにやいけん部分が遅れておりましたので、その分につきましては、深くお詫び申し上げます。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 昨日、一つ計画するのに3年も検討するという返答でございますが、この件については、3年も検討されとったんじゃない間に合わんです。早い機会に返事をあげていただきたい。

高田の小方地区は、1軒だけ聞こえないんじゃないんです。何軒も聞こえないから私のところへ苦情がくるんです。

ということで、今の昨日市長が申されましたが、一定基準と言われましたが、その50デシベルというのが適当な数値なんかどうなのか。

私が行ったところ54デシベルあって、あんたのところはよう聞こえるけえこれでええわいのと、簡単げに言われましたが、50と54のどれだけ違うのか説明してください。

○議長（上田 正君） 土手総務課長。

○総務部長（土手三生君） 一応市の方ですね、無償貸与の基準の中で、54デシベル以下という基準を設けております。その54デシベルの測定の位置が、家の周囲、屋外の周囲で測定した数値ということになっておりまして、今、実態としてですね、最近の家は、かなり機密性が二重サッシとか何かにしまして、機密性が上がっております。そういった部分の、いろんな今回の整備していく中で、いろんな課題が出ております。そういった部分の課題を、今後今から整備していくわけなんですけど、沖美・大柿もこれから今年度で整備していくわけなんですけど、そこらのいろんな課題が出ておりますので、そこらの部分の課題を集約しまして、市民の方に、そこらの部分の対応が、どうにかうまくいくような方法で、きのうの答弁の中になりましたように、今の有償で斡旋する場合でも、市の補助とかいう部分の考えていかなきゃいけない部分もございますし、そういった部分を総合的にちょっと検討さしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） その家は、全額市に見てくれ言うてるんじゃないですよ。3万7,800円かなんぼかのうちの1万7,000円ぐらい負担するけえ、役所へ2万円ぐらい負担できんのかということをやったんですが、その返事もない。役所は何を検討して、どうしようとしておるのか、説明してください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほども議員さんの方の御説明申し上げましたように、今の実際その54デシベルの部分のところの部分ですね、聞こえにくいとかいうような部分がございます。

しかし、その家によってそれぞれのケースで違うんですよ。

そこらの対応の部分で、多分、憶測なんですけど、実際に行かしていただいて、そこらの判断がなかなか難しい状況になつてるんじゃないか思います。

そういった状況でしたら、まず、今そういった状況になつてるんですよ、もう少し待っていただきませんかとかいうですね、市の職員の方からの早い、その世帯の方への連絡とか、そういった部分がもれとった分につきましては、お詫び申しあげますし、今後そういった対応につきましては、市民の皆さんに御迷惑かからないような形で、私らの方でも指導していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 大石議員に申しあげます。

行政評価の面から質問されているのだと思いますが、通告内容からかけ離れた質問となっておりますので、通告内容の範囲内でもって、質問していただきますようお願いいたします。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） わかりました。

総務部長今そう言うて言われるけど、あなたも難聴地域に一回行ってみてください。私は嘘を言うとかどうしとるか。

今の危機管理の2人に任すんでなしに、おたくも行かれて本当に聞こえないかどうか、今、このたびの工事で、スピーカーの位置を変えたりしたために、山があったら聞こえない。風が吹いたら聞こえない。そういうことがあるわけですよ。そういうときに、先日も家の中におったら全く何をしゃべりよるのかわからん。風呂の中で屁をしとるんといっしょじゃ。わからんのじゃけえ。

それで外へ出て、立って6人で確認したところ何も聞こえない、何いうのかわからん、いう状態であれば、先日の沖美の松口さんが亡くなられたこともわからん。

それがあれば、松口さんが山に行っとなら、あんた何をしよるんと言えりけど、そういうことも知らんようなら仕事しに来とるんじやのうと思て見過ごす。

やはり、そういうところへ気を付けてやっていかれんと、住民も非常に困るんじやないかと思てんす。

昨日の住岡さんの質問とダブって申しわけないんですが、そこらあたり、よく気をつけてやっていただきたいと思てます。

研修はされているとのことであるが、最近市民の方から、市の職員は約束を守らないという声を多く耳にします。すべての職員がそうとも思てません。一人でもそういう人がおると、全員そのように見受けられるんです。そういうことで非常に残念になりません。

市長は、東京へ出張、あそこへ行くということで非常に忙しいから、細かいことは耳に入らんと思てますが、その留守を守る副市長、各部長が、職員の教育をされるんが本当じやないかと思てますが、どうでしょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 当然のこととして組織で動いておりますので、例えば市長がいない時には副市長、副市長がいないときには部長というような、それぞれ担当の所管の部長、また部長がいないときには課長が対応するとかいうことが当然なこととして、例えば一つの事例で、市民の方から何か言うたことで、課長が対応できないとか、部長は対応できないというときには、当然上へ上へと上がっていくことなんで、それは組織の上でやっておりますので、当然市長がいない時には副市長、副市長がいないときには部長というのが対応したりするのが当たり前だというように思ております。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 市長の言われることよくわかるんですが、どういうことがあった、こういうことがあったということを例を挙げれば、時間がかかるのできょうはやめますけど、今後はこのようなことがないように住民福祉の向上に努めていただき、また、年功序列の人事異動制度から、能力や業績評価に基づいた公正で納得性の高い人事を行い、また、好き嫌いの人事を行うから住民への説明責任が果たされていないのではないかと思てますが、そこらあたりについて市長どう考えますか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほど言いましたように組織ですから、例えば何かがあると担当の者が、一番最初に担当の者が出かけて行って、出かけるとかまた来てもらって、窓口で対応します。そのときに、その担当者が自分の能力とか自分の権限で、最終的な判断を下せる場合にはそこで下しますから、あまり、それから上へ部長とか、例えば上はその情報が伝わらん場合があります。大体の場合には文書でして、上へあがってくるのが普通なんですけども、ある場合によっては、その場ですぐ解決した場合には、そういうことが伝わらない場合があります。これが非常に年間で莫大な数字、数のですね、いろいろ対応がありますから、やはり中にはそういうことが、本来なら、自分の上司、例えば課長、部長、副市長のところへ伝わらないといけん情報が、かけることが私はあなたが言われるように、あることも多分あると思います。

ですから、そういったことのないように、日ごろそういう一つの組織としてのシステムの中で、このことは例えば口頭でもいいとか、こういったことは大事なことから文書で必ずあげて決裁、それぞれの判を、上司の判をつけて、また自分のところへかえって報告したということが、きちっと自分とこへかえって、ああこれは市長まで目を通したんじゃないということがかえってくるようなシステムに実はなっとるわけなんですけども、その扱いがですね、やっぱり人がすることなんで、これは例えば課長まででいいじゃろうとか部長までいいじゃろうとか、場合によっては先ほど言いましたように、文書にならずに報告がなかったということで、年間かなり言われます。

市長さんこれ知っておりますかというて言われることはたくさんありますけれども、それは、かなりの部分では担当者の権限の中へ入っとる、こういうことについては、必ずここにあげんやいけん、ここまでは課長の権限、部長の権限、例えば入札なんかでも入札の金額が小さいときには部長とか課長いう権限があるじゃないですか、何十万なら部長、何十万なら課長いう、それとっしょでですね、組織全体としてはそういうことがありますので、たまにはそういうことがかけてですね、市長まで情報が入ってこんんいうことは確かにあると思いますので、そのことについてはですね、今後とも、職員の資質を上げてですね、みんなが情報を共有するいうんですかね、みんなが情報を共有するように、これから気を付けて、取り組みたいというように思います。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 先日、建設課のことで、住民からの要望があり、建設課の担当者に来ていただいたところ、その結果について翌々日には返事がきました。石井部長ありがとうございます。あなたの教育がいいからこうなるんだと思います。

反対に産業部長、あなたのところは職員の教育をようしてください。

私は観光地の砲台山について、年に2回最低行きますよ。その中で、たまたま行ったときに、広島からリピーター来られて、山が崩れておる、危ないですよという注意を受けたから、早速担当課へ電話して、山が崩れているから土を取りなさいや、もし事故が起きたら大変だからと言うたところ、分かりましたと言う返事までよかった。その後、私が尋ねてどうやったと言うたら、あれは大石さん前から知ったんで、こんな答弁がありますか産業部長。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 確かに職員がどうというのはちょっと私もあれですけども、私は、今職員から聞いたのは、その3日後にはすぐあくまでも林道ということですね、崩土の撤去が最優先されるという中でやっております。

ただ予算上の話とかもありますので、職員は多分知っておるけれども崩土の、私も見に行きましたけども、その後にもう1件ずれておるところですけども、そういう土量等について、やっぱり予算のこともありますが、職員は、誠に申し訳ないんです表現が不適切かもしれませんが、予算上の話の中で知ってるけどもすぐにはできなかったという表現だろうと思います。

決して職員が怠慢ではないと思いますので、そこらへんは御理解していただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） あなたがそういう考えだから、職員までそのようになるんですよ。あなたがもうちょっとしゃんとしとったらそうなりません。職員はそういう言葉絶対はかんはずです。私が注意したら、あの土が落ちとったのは、はあ私ははよう知ったんで、私に対する言葉ですか。わかりました、早急にやりますというのが職員じゃないですか。おまけに、土の崩土？は取ったけど、法面の処理はできん、銭が無いけえ、言われたから、私は補正でも組んだらどうなんかと言うたら、そういうような金は無いわいの。そんな怠慢な言葉を吐く職員をおたくは育つとるんですか。

もう1回答弁してください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） その言葉の部分につきましては、そういうことがあったとすれば、それは私の指導力の不足でありますので、この場でおわび申し上げます。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 一番最初に検討するいうんですか、持って帰って検討しますといったのですが、それがどれぐらい期間かいうて最初に言われたんですが、あのときに答弁すればよかったんですけど、職員が持ちかえって検討するとかということの中には、すぐに返事ができる場合も多分あると思います。きょう言われてあした返事ができる場合もあると思いますけども、その案件がですね、例えば、市単独で処理できることでしたら、予算が伴うようなことでしたら、例えばバリケードを張るだけぐらいでしたら、すぐその日に対応できるかもわからんですが、その内容について、例えば県とか国とかとの調整が必要な場合もありますし、予算を伴うものは、よほど小さいものは別として、大部分については補正を組まないといけないとかいうことがありますので、一定の時間はかかることがあると思います。

ただ、先ほどから言われるように、大きいことについては、やはり中間で、今こうですと、三日たったんですが、実は三日の段階では今こういうことなんで、県へ行って話をせんにゃいけないので、県へ行きますとか、行って帰ってきて、県はこういうんですよと、なかなか難しいんですが、もうちょっと時間くださいよとかいう、ある程度の経過を連絡すれば、みんなそれぞれが納得をされるんじゃないだろうと思いますが、そこらが、

充分、いろいろ指摘された側からいうと、何も1週間も何も連絡がないじゃないかとか、10日もないじゃないかということになろうと思いますけども、そこらの配慮がただ欠けとるということの部分があらうかと思しますので、そういった面についても、今後の職員にこまめにですね、電話でいいですから連絡するようにですね、させたいと思しますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） ありがとうございます。

市長さんからただ今の回答を得て、非常に勇気付きました。

これからも怠らずに、途中経過というものをしっかりやって、住民を安心させてあげてください。

これ以上質問をやってても答弁は同じことになるので、繰り返しの質問はいたしません。社会環境の変化、公正で納得性の高い適材適所の人事配置を行い、住民への説明責任を十分果たし、住民の満足度を高めていただけるような行政組織の構築を切に願ひして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（上田 正君） 以上で、5番 大石議員の一般質問を終わります。

続いて、3番 吉野伸康議員。

○3番（吉野伸康君） みなさん、おはようございます。

3番議員の吉野でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

慣れないことで、聞き苦しい点、またわかりにくい点もあらうかと思ひますが、どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、まず、海上交通について。

江田島市は、広島湾に浮かぶ2万7,000人余り、面積約100平方キロの海に囲まれた島であります。そのため、海上交通は、通勤・通学をはじめ、市民の重要な交通手段となっております。

しかしながら、少子高齢化に伴って、利用者は減少し、燃料費の高騰もあって、赤字経営が続いております。また、燃料油の課税免除措置が平成24年3月に廃止される状況であり、公営船の維持管理がますます厳しくなることが予測されます。

そのため、早急に対応策が必要と考えますが、既に、検討されているかどうか、お伺ひします。

続いて、陸上交通（バス交通）についてお伺ひします。

江田島市は、陸上（バス）交通が大変厳しい状況にあります。

近年は、自家用車が普及し、2台、3台と車を所有する家庭も多くあり、自家用車での移動が中心になっています。

江田島市の玄関である各港は、駐車場・駐輪場が整備され、通勤者などの多くは自家用車や自転車等での移動をしているのが現状でございます。

そのような中であって、バス利用者の大半は、車に乗れない高齢者や子どもたちで占められ、利用者客数は年々減少し、現在運行中の40路線の大半は赤字路線であり、

大変厳しい経営が続いています。平成23年度、江田島市は、第三セクターの江田島バス株式会社へ6,800万円の補助金を出していますが、将来に展望が見えていないのが現状でございます。

そこで、交通弱者の視点に立った抜本的な見直しが必要と考えますが、市長の所見を伺います。

続いて、防災対策について。

最近、広島県でも、11月21日、震度5、また、24日には震度4の地震が発生しています。

去る3月11日に歴史上未曾有の東日本大震災が発生し、東北地方の太平洋沿岸では、壊滅的な被害に見舞われました。

また、台風12号は、和歌山県などで記録的な雨を観測し、西日本から北日本にかけての土砂災害や河川の氾濫など、深いつめ跡を残しました。

さらに、台風15号は、東日本に上陸した台風としては、戦後最大級の勢力を記録しております。

このように、ことし1年だけでも、国内では、記録的な災害が発生しているところがございます。

周囲を海に囲まれた我が江田島市でも、近年、高潮注意報や高潮警報が頻繁に発令され、高潮に対しての警戒しているところがございます。

また、昨年の中豪雨では、500数カ所の被害が発生しており、市民は災害に対して、不安感を募らせております。

そこで、高潮被害または土砂災害等に対する江田島市の防災対策について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 吉野議員の質問にお答えいたします。

最初に、海上交通についての御質問にお答えいたします。

交通船事業にとって、燃料経費の問題は大変大きな問題でございます。

御指摘のとおり、軽油引取税の減免措置が来年3月末で切れれば、相当の経費増が見込まれ経営が圧迫されます。

この対応策としては、減免措置の延長について県等へ陳情にも行っておりますけれども、免税がなくなればA重油に転換せざるを得ないと考えております。

主機関については、大きな問題はないと思われませんが、補助機関については、対応できるものに更新する方向で考えており、現在、関連事業者から、その場合の経費について概算額を聴取しているところです。

状況に応じまして、準備に万全を期して進めてまいりたいと思います。

次に、陸上交通についての御質問にお答えいたします。

江田島バスの利用状況は、バス路線の一元化を行った平成20年以降、小中学校の統廃合に伴うバス通学への移行などにより、若干増加しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、ほとんどの路線では利用者が少なく、大半が赤字であるため、市はもとより国や県からも補助金を受けている状況です。

今後、自家用車の利用の増加や、人口減少などに伴い、バス利用者はさらに減少していくことが予想されます。

この赤字路線を減少させ、補助金を縮小させるためには、運行の合理化を検討しなければなりません。そこで現在、江田島市公共交通協議会において、江田島バスなどの関係者と協議してバス路線の系統整理を行い、利用の多い路線を充実させ、利用の少ない路線を縮小するなど、抜本的なダイヤ改定を行うこととしております。

また、利用者が極端に少ない路線につきましては、路線バスに代わる交通手段として、予約型の乗合タクシー「おれんじ号」による運行を充実させることで、利便性を確保していきたいと考えております。

これらのダイヤ改正等につきましては、江田島市公共交通協議会で議論していただくとともに、地域に十分説明し、引き続き路線バスやおれんじ号を利用していただけるよう周知を図ってまいりたいと思います。

次に、高潮被害及び土砂災害等に対する本市の防災対策についてお答えします。

まず、高潮被害につきましては、高潮発生時の防潮扉や排水機の適切な操作・運転及び海岸堤防などの適正な維持管理によりまして、浸水被害を未然に防止するよう努めているところです。

また、護岸などの高潮対策事業については、県への事業促進要望を機会あるごとに行い、順次事業を実施していただいております。

こうしたハード対策については、県と調整を図りながらできるところから、順次整備してまいりたいと考えております。

次に、土砂災害等につきましては、市民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備は重要な責務と認識しております。過去の災害の発生状況、人口や産業の集積状況等を踏まえて、緊急度・重要度の高い箇所から整備を進めてまいります。

また、市が策定したハザードマップや防災情報を適切に提供するなどのソフト対策をあわせて講じ、市民生活の安全確保を図ります。

このようなハード・ソフト両面の施策を総合的に推進し、防災対策の充実強化に積極的に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 免税措置がですね、もし廃止になった場合、市長は前向きに考えるとの言葉でしたが、具体的な数字を出してですね、それから、対応をしたらどうかと思います。はっきりした数字は出ないんですが、そこで、もし免税措置がなりますと、現在の為替市場では円高になります。船会社、漁業関係者にとっては、ダブルパンチとなって大変なことになります。江田島市では、燃料が軽油の高速船200人乗りが、1日27便運航しています。免税措置が廃止になった場合でございますが、そのときの軽油の単価、また、1日当たりでいくら、1円上がったらいくら、それで1年でいくら上がると。具体的な数字ができればお願いします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議員おっしゃるとおり、大変軽油の引取税についてはで

すね、我々も苦慮しておるところでございます。

今までも、漁船でありますとか旅客船業界すべてがそうなんですけれども、現在、軽油引取税1リットルに32円10銭賦課されております。これが今の現状では、いわゆる免税措置ということで、来年、平成24年3月に、その暫定措置も切れるわけでございます。

今の状況を申しますと、11月に税制調査会の中で、その軽油取引税についても意見具申されておりますが、国民生活にとって大きな影響があるものについては延長をするというふうな方向も具申をされておるようです。

一応、私の情報では、漁船については、おそらく3年間の延長がされるんじゃないかなろうかということが言われておりますが、ただ旅客船については、そこまで、はっきりした情報はございません。いずれにしても、32円10銭という大きな負荷がかかります。延長されても3年だということで、対応しないとイケないと。

今、議員おっしゃるとおり、いつもいろんな場で私、今のうちの交通船の事業のダイヤでいえば10円で、10円上がれば2、100万円程度の経費増になります。ですから、この丸々免税が解かれて32円10銭を払うということになれば、今の我々の試算では、年間6、500万円程度の経費増になろうかというふうに考えております。そうすると本当に大変な経費増で、最初に市長も答弁したとおり、大きな経営についての圧迫がされてくるというふうに想定をしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） それでは、現在の軽油の単価、それに現在の重油の単価をお願いします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今ですすね、原油の方がすすね、非常に高値で推移しまして、今月に入りまして値上がりをまたいたしまして、現状で79円でございます。

それと、重油については、我々の旅客船業界の情報によりますと68円というふうに聞いております。

今この12月現在でございますが、そうすると、現状では11円差がございます。

ただし、単価というのは流動的なものですから、一応重油と軽油の単価で、1番近いときで2円ぐらいの差しかございませんでした。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 軽油を重油に変更した場合、それ11円の差があります。それを1年間掛けてみますと、210万掛け11で2、300万円の減と計算上はなるわけです。それプラス6、500万の軽油の減少ですか、廃止されればすすね。

それから、もしすすね、これ燃料をA重油にした場合、燃料の消費量とか、また、船の速度とか、関係あるのかないのか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 私もちよっと専門でないんで、A重油と軽油の差という

のが、燃焼率というのは出ませんが、エンジンメーカーからの聞き取りですと、燃料効率率はほとんど差異がない。いわゆる今の我々が所有しております高速船で大体1時間に200リッター程度消費をいたします。

ただし、エンジンメーカーからすれば、軽油あるいは重油にも対応できますよと言うんですけれども、やはり、我々の機関部にいわせると、やっぱりリスクがA重油の方が、精製度が低い分だけリスクがあると。ですから、濾し器であるとか、燃料の噴射バルブとかいうのも、やっぱり交換しなくちゃいけないというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） そのほかに運航上、管理上に問題があるかないか、お願いします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 先ほど市長から答弁をいたしましたように、要するにスクリューを回す主機関については特に大きな問題はないというふうに思います。

ただし、補機、補助機関と申しまして、電源を主にとる機関ですけども、これはです、残念ながらA重油対応でないものですから、補助機関を換装しなくちゃいけない。それを補助機関を更新せざるを得ないという状況になりますと、その補助機関は、今のところ、いろんな各メーカーから聴取しておりますけども、おおよそ400から500万かかるというふうに想定をしております。現状4隻を所有しておりますけれども、そのうち3隻でございます。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） このような数字が出てます。

平成22年度は決算では7,000万ぐらい赤字がありました。この免税措置が廃止されれば、ますます赤字がかさむものでございます。

燃料を軽油から重油に変更したらどうかと市長にお伺いします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 先ほどからちょっと申し上げておりますとおり、仮に延長されても3年というふうに見通しを我々たっております。ですから、その準備も含めて、順次、やっぱり転換せざるを得ないかなというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 3年というのは漁業組合関係の漁船のことかと思っていたんですが、はい、わかりました。

それでは、今度は海上の運賃についてお聞きします。

以前、小用・宇品間では、フェリーと高速艇が運航しておりました。現在では、高速艇のみの運航となっております。中町・宇品間においても、フェリーと高速艇が運航していましたが、現在は高速艇のみの運航となっております。

この小用、中町間の比較をしますとですね、運航距離が小用と宇品は12キロ、中町は15キロ。所要時間、小用・宇品23分、中町は27分。運賃、小用・宇品間が1,030円、中町・宇品間は930円。小用・宇品間もですね、何百人の人が利用しております。同じ市民としてですね、中町・宇品間のように値段を930円になるよう

に助成していただいたらどうかと思います。

市長、お願いします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今回のこの問題につきましては、公共交通協議会の中での、西能美航路の再編・合理化に伴うという中での取り組みでございます。その公共交通協議会の方向性といいますか、そちらを我々事業者は尊重させていただいたというふうに考えております。

確かに今議員おっしゃるとおり、小用・宇品利用の利用者の皆さんには、中町・宇品にくらべて現金で100円高いということで大変御迷惑をおかけしておりますけれども、ただ、もう一つ基本的なこととして、生活航路として、我々も通勤でありますとか、通学でありますとかという定期がございます。小用・宇品間については、値上げ前の930円のベースで定期券の割引をしております。ですから、定期券での比較でいうと、例えば6月定期、通勤・通学で申しますと、現状今中町・宇品も小用・宇品も、ほぼ差異がないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、現金であるとか、回数券で御乗船いただく方には多少差異がありまして、御迷惑をおかけしておる現状でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） しかし、回数券を今6枚で5枚分の料金ですよ。同じように、小用から宇品間も6枚で5枚分の料金。これ855円ですか。それと775円になるんですかね。その差というのは利用者にとって大きいわけです。公営船が黒字の場合ならまだわかるんですが、赤字の場合といいますと、やはり税金を入れてですね、助成してるような格好で、同じように、単価を、運賃を合わせてもらったと私は思います。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに、利用する側からいいますと、ほぼ似たような距離のところを走る船が、差があるというのは負担感が高まるのは当たり前のことだと思います。

ただ、表向きにですね、同じ運賃にするというのは、何とか法とかいうことに多分ひっかかる可能性がありますので、公式の場で民間路線とうちの路線の例えば運賃を同じにしますとかいうことは言われませんが、その議会というのはそういう議論の場ですので、そういう特に江田島地区の方のそういう気持ちが強いということは、しっかり受けとめて、これからの形態が民間とそれから役所が経営しとるというそういう根本的に違うものが経営しておりますので、そういった中で、負担する側の理論いうんですか、差があるのはおかしいじゃないかということも当然わかりますし、またほいじゃそこへ、例えばいわゆる補助金、民間の会社へ補助金を出すのは、それができるかどうか、民間会社もこの航路では1社だけではありませんので、それぞれ航路を運航するのに、はっきり決算書見たわけじゃないですけども、ほかにも赤字の会社がありますので、小用・宇品、能美から宇品航路についてですね、運賃に差があるから、そこで例えば補助金、同じにするということは、補助金を出すか、能美の方を値段を高くするか、運賃を高くするか、どちらかでございますので、そこらのことはよくよく議論してですね、それぞれの

関係当事者に理解してもらわないとできない話なんで、これからも一生懸命、そういった矛盾、一種の矛盾ですよ、そういったものを解消するように努めてまいりたいというように思います。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） ありがとうございます。

よく検討していただきたいと思います。

それから、平成21年9月からサンビーチ沖美と海上能美ロッジ、それとシーサイド温泉、この3施設を株式会社休暇村へ年間1,000万で指定管理契約をしております。だいたい職員2人分ぐらいになると思います。委託前は大体5,000万ぐらいの赤字を出していましたが、4,000万の赤字削減になったわけなんです。

このような実績を踏まえて、公営船の公設民営化は、どのように考えたらどうかと思いますか、市長どうですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 今、企業局も一生懸命、いわゆる合理化いうんですか、そういったことをして、経営改善しとるわけなんですけれども、経営改善にも限界があるいうんですか、限界がくると思います。

先ほどありましたように、軽油の引取税なんも上がるということで、守る側としてはだんだんだんだん、もう守りようがつかないというような状況に、私はなっているんじゃないかと思いますので、議員が言われるように、指定管理者制度とか、それから公設民営です、そうした指定管理者制度をとるとか、また、ほかにもいい方法があるかもわかりませんが、そういったことを本当に真剣に考えないとですね、江田島市内全体の航路が維持できなくなるんじゃないかというように思います。

それは維持できなくなるというのはですね、市の企業局からいいますと、特にあの三高航路についてはですね、完全に競合路線です、今も、三高の方が高田までわざわざ来られたり、美能の方がわざわざ高田まで来られて、車を運転して、高田から広島へ行かれておる方がおります。

やはりその中身を聞きますとですね、便数がこちらが多いからこちらへ、夜帰るのも遅くまであるからこちらへ来るんですと言いますけれども、さりとて、ほいじゃ芸備の路線がなくなると、それは一部の車の運転できる方は別として、どうしても三高から乗らないと困るという方がおりますので、向こうの航路をなくするということも実はできない、だれが考えてもできない状況なんで、やはり芸備の航路を含めて、市の航路を含めた、場合によっては市全体の航路を含めたですね、最も、この方法がですね、利用する市民にとって、便数も多い、料金も上げなくてすむというようなことを、本気で模索をしないとですね、いつか気がいたらですね、全部だめになっとなったという自体が、私は来る可能性があるような気がしますので、議員が言われるように、真剣に、この問題については、取り組むつもりでおります。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 9月27日の中国新聞によりますと、芸備商船は、大須港への寄港を取りやめると報じられておりましたが、江田島市としての対応は何か考えてお

られますかどうかお伺いします。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 失礼します。

現在の芸備商船さんの方から3月末をもって大須への寄航を取りやめるという申し入れがございました。

今、代替交通について検討している段階なんですけれども、現在地域の方へのアンケートを実施したりとか、話し合いを持ったりとかしております、最終的には協議会の方で方向が決められると思うんですけども、今海上交通、市営船の寄航をしてほしいという要望等もあるんですが、陸上交通とそういう比較をしまして、コストもどうかという検討もしまして、結論を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） よろしくお願ひします。

続いて、今度、陸上交通について。

陸上交通、デマンドバスが平成22年10月から江田島の北部と沖美町南部、北部の町を3路線走っております。

これは、実証運行しておるわけですが、その期間はいつまでなのか。

また、路線バスですよ、これ40路線あるんですが、赤字の路線は何路線ぐらい、また黒字の路線が何路線かありますが、この3点をお願いいたします。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） デマンドおれんじ号の運行に関してなんですけれども、今実証運行で、今年度末までの実証運行ということで協議会の方は了解をいただいております。

その後につきましては、先ほど、市長の答弁にもありましたように、バスの路線の系統整理とあわせた形で、デマンドも見直して、実証運行という形で継続させていただきたいというふうに思っております。いつまでかということでありましたけれども、一応半年間程度の期間を決めての実証運行にさせていただきたいなというふうには思っております。

続いて、路線バスの系統の40系統のうちの赤字、黒字がどのくらいかということでございます。

まず、黒字路線につきましては、40系統のうちで3系統、それ以外はすべて、大小はありますけれども、経費的にと収益と比較したときには赤字という形になっております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 実証期間はまた半年と言われたんですが、それから先もまだやるのかどうか、継続してやるわけですね。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 内容を見直しながら継続したいというふうに思っております。

おります。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） あのデマンドバスといえば、いわゆる過疎地域、日のあたらないとこといいますかね、交通弱者、高齢者の対策であると思います。

ここに1カ月の利用状況の資料がありますが、ある路線ですが、1カ月に利用者が65名、費用は28万5,444円となっております。1人当たりを計算しますと、約4,400円。1年間で計算すると、1,000万円あまりになると思いますが、かなりの高い運賃になろうかと思えます。

それで、地域によっては、坂道もあるし、例えば是長とか、あのほうになったら坂道があります。デマンドバスは幹線しか通行しないと。また、予約も必要です。このため、タクシー運賃の助成やタクシー券などで対応するのが費用面でも安いんじゃないかと。また、交通弱者にとっても、例えば普通のタクシーでしたら家まで入ってくれたり、家の近所まで運んでくれます。たいへんそのほうが利用しやすいんじゃないかと思えます。これから、路線バス、デマンドバス、タクシーを含めた陸上交通の再検討が必要ではないかと私は考えております。これは答弁はいいです。

次の質問にいきます。

防災対策についてでございます。

高潮には、台風や津波がありますが、江田島市内で浸水する箇所といえば、埋立地、潮廻しがあるところ。この埋立地は、明治初期ごろに、農地の拡張に拡張のために行ったが多くございます。土地も低く土質も悪い。また、雨水、海水の調整は樋門や排水ポンプで行っていますが、現在では、その近くにですね、民家等が密集しているところが少なくありません。潮回しの現状を見ると、何十年分のヘドロがたまり、悪臭がし、葦が茂り、ゴミも散乱して、高潮と大雨が重なれば満水状態となり、民家等が浸水してしまう潮廻しが市内に数多くございます。

そこで、質問をいたします。

江田島市には、樋門の箇所、それに潮廻しの箇所は、いくつあるのかお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 樋門と潮回しの数のお尋ねでした。

産業部の方で管理しておりますものと、それから土木建築部の方で管理しておりますものがございます。合計いたしますと、潮回しは24カ所ございます。それから、堤防に設置されております樋門などにつきましては、海岸を管理している県の樋門も含めまして、全体で429カ所、樋門を設けております。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 特に樋門になるわけなんですけど、管理はどのようにされておられるのか。特に、台風前とか、高潮があるとか、そういう場合は天気予報によって、ある程度わかるわけです。そのときに見回りをしとるか、それとも、そこには管理人がおられるところもあります。そのときには、見てくれというようなことをしとるかどうか。職員が

行って管理するのが1番いいんですが、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 樋門、特に排水機場のついておるポンプ施設のついております樋門も含めて、年間維持を委託して、地域で一番見ていただきやすい方を選んでいただいて、見てもらってます。それで、年度当初に試運転などをして、1カ月おきにも機械の状態などを見て、故障のないように管理をしていただいております。仮に故障などがありましたら、我々の方に報告をいただきまして、すぐ対応するようにしております。

それから、台風などが接近しますと、あるいは高潮注意報などが出ますと、県からの指示もありますが、高潮の樋門などを閉めるようにしております。それから、注意報などが発令した場合には、維持管理をしていただいている人たちに常駐していただくようにしております。それでも対応が困難なときには、我々職員の方が出向いて行く場合もございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） 樋門は、高潮対策の生命線でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

江田島市は、これからの高潮対策として、浸水地域のデータを基に、計画的に樋門の改修とか、潮回しの浚渫を行うべきだと考えますが、市長の所見をお伺ひいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） このことは、ずっと昔から、私は課題じゃったんじゃないかと思っております。

それが実は延々と続いて、財政的なことが許せば、例えば潮間でも、コンクリをはらしてもらって、機械が中に入るような仕組みの潮回しにすれば、管理が非常に楽なんですけれども、地盤から悪いとかそういうことで、なかなかそういったことも、財政的な理由があって進まないけれども、ただ、一つは、いわゆる見た目ですね、非常に見た目が悪うございます。これら万人が認めるとことと思いますけれども、また、例えば草を刈ろうとすると、どべどべで人間が入ることができないとかいうようなことがあって、なかなか現実にそこを管理するのがですね、せいぜい土手なんかの草を刈るぐらいのことできますけど、実際には中まで土が溜まって草が生えたりしておりますので、非常に管理する上でですね、見た目も悪い、また貯水ですか、溜る水の量も減ったりしますので、可能な限り一つずつ、できるところから、そういった管理しやすいような形にしていきたいというように思いますので、今後とも非常に長い課題だと思いますけれども、そのときそのときに応じて、少しずつ改良していくしかないというように思っておりますが、努力をしていきたいというように思います。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） ありがとうございます。

よく検討をよろしくお願ひいたします。

次に、土砂災害ですが、昨年の7月の集中豪雨のときには、江田島市では500カ

所被害がございました。そのときに初めて、民家へ崩壊した土砂は、江田島市で対応していただきました。それは評判がすごくよかったですよね。

今までは消防団等で応急処置だけであったんですが、これから、また大雨があると思いますが、そのときに、基準を超える大雨とか、これが基準がなかなか難しいんで、国が認める災害の場合、これまでのような対応をしていただけるのかどうか、これをお伺いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 去年は、特に大きな災害、雨が降りまして、市内各所で土砂崩れが発生いたしました。庄原で起きた災害でもそうだったんですけども、やはり、住民の方々だけで大量の土砂を処理するというのは、とても大変なことになります。したがって、昨年度については、特に大きな被災であったりということも踏まえまして、敷地境界から一定程度の範囲内については、公共の方で行政の方でお手伝いしましょうというルールづくりをいたしております。

今後、大きな被災が生じた場合には、このルールを準用して、市民の方々の安全・安心のお手伝いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） よろしくお願ひいたします。

続いて、地震についてですが、最近、広島県でも震度5とか4の地震が多発しております。5年前には、18年度、送水用のトンネルの一部が、これ企業局の問題ですが、送水用のトンネルの一部が崩落する事故が発生いたしました。その時の記憶は忘れることができません。江田島市企業局、当時の江能水道組合では、昭和37年度から幹線の配水管、これを石綿管で施工していますが、もう既に45年以上が経過し、老朽化が心配されます。石綿管は耐震性がなく、地震等の揺れに特に弱いと聞いております。石綿管の残りの工事、それと費用、今後の更新計画はどのようになつとるか、お聞きいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今の質問につきまして、お答えします。

現在、更新を一生懸命やっておるところですけれども、石綿管の残延長がおよそ9キロございます。先ほどもおっしゃいました37年度からの施工が52キロございましたので、およそ82%の更新率かと思えます。残延長の総事業費につきましては、概算ですけれども、5億5,000万円と想定をしております。完成予定につきましては、平成30年度を目途に残延長9キロを更新していきたいということで進めてまいっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 3番 吉野議員。

○3番（吉野伸康君） この工事也非常に高くつく工事でございます。しかし、どうしても替えねばいけない、石綿管ですね。1日も早く完成して、安全に各家庭に安心した水が届くようお願いいたします。

よろしくお願いたします。

いろいろ述べましたが、以上で私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（上田 正君） 以上で、3番 吉野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

10分間休憩を行います。

11時30分から再開します。

（休憩 11時18分）

（再開 11時34分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

まず、日程に先立ち、報告をいたします。

沖元議員から欠席の旨の申し出がありましたので、了承しておりますので、報告をいたします。

それでは一般質問をおこないます。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 15番、山本一也、通告書に基づいて質問を行います。

課題は、人権教育についてであります。

1941年12月8日、ちょうど70年前に、ニイタカヤマノボレという形で、第二次世界大戦が始まりました。

その反省の中から質問をいたしたいと思えます。

世界人権宣言は1948年12月10日第3回国連総会で採択されました。

第二次世界大戦の深い反省のもとから、差別を撤廃し、人権を確立することが、恒久平和に通じるものであるとして、国連は、この日を人権デーと定め、日本も12月4日から10日を人権週間としております。この世界人権宣言の精神を踏まえ、国連では31条の人権関係条約が採択されておりますが、残念ながら日本では、国際人権条約や人種差別撤廃条約など、13条約を締結してにすぎません。しかも、条約の重要な部分である差別を規制、禁止する事項や、個人通報制度などについては、保留しているものが数多くあります。

世界では、今でも民族紛争や宗教対立、独立問題などによって、多くの難民が生み出され、特に、女性や子どもたちが差別や貧困、さらには人身売買などの犠牲になっております。このたびのニューヨークのウォール街での抗議デモのように、失業問題、貧困格差問題は、世界中で深刻化しております。日本でも生活保護受給者が、過去最多の205万人を超え、年間自殺者も12年連続で3万人を超えております。市場原理主義のもと、強行された構造改革で、失業と貧困問題、大きな社会問題となっているにもかかわらず、社会的セーフティーネットが機能せず、一方では、自己責任論が押しつけられてきて、閉塞した社会状況の中で、昨今差別事件や人権侵害が行われております。

今日の日本の社会の中で、人権問題、差別問題に対する関心が薄れているのではないのでしょうか。

世界人権宣言は、人類共通の課題として、人権確立を目指すことが、世界の平和と

民主主義の実現に、大きく寄与することを明確にしたものであります。日本国憲法もそうしたことにより、不断の努力が必要であるとしております。

人間育成には、人権教育啓発推進の積極的な活用も重要な課題とあります。

そこで、人権教育実施について、職員研修などについて、質問させていただきます。

人権教育、啓発に関する基本計画が策定され、10年が経過しようとしておられますが、学校教育では、この基本計画と人権教育の指導方法等に関する調査研究会議において、3次にわたって公表された取りまとめを踏まえ、どのような取り組みが江田島市では行われておるのかお聞きいたします。

その中で、大古小事件から30年、広島市中学校教師結婚差別事件から20年、人権教育を進めるうえにおいて、教職員研修で避けて通れない出来事であったと私は思います。

この2件の差別事件から何を学ばれ、どのように実践しているのか、人権教育の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で私の質問です。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 先ほどの御質問にお答えをいたします。

先ほど紹介のありました二つの事件から学んだこと、人権教育を進める上での教職員研修と人権教育の取り組みについてのお尋ねでございます。

御指摘のように、差別事件の歴史的教訓から、同和教育の充実が図られた経緯があり、今日の人権教育の中でも、その教訓は大切にしていきたいことが重要であると考えております。

その学びましたその中身につきましては、教育活動全体の中で、人権尊重の理念を理解・体得し、人権尊重の精神をはぐくむため、校内の推進体制の確立はもとより、職員研修の充実を図る取り組みが大切であると認識をしております。

平成12年に制定されました「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」におきましては、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義をされました。

この法律を受けまして、平成14年に策定した「広島県人権教育推進プラン」では、「生命との尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施すること」としてあります。

江田島市におきましても、このことやお尋ねのございました第3次取りまとめに基づきまして、平成21年「江田島市人権教育推進プラン」を策定し、教職員研修や学校における取り組みを進めているところでございます。

各学校におきましては、人権教育の全体計画を作成し、校内研修等、主体的に研修を進めております。その際、市の教育委員会指導主事が学校訪問をし、研修内容が充実、深化するよう指導・助言をしております。

児童生徒への指導にあたっては、人権尊重の考え方が、基本的人権を中心に正しく身につくよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、権利の行使に責任が伴うことなどについて、特に配慮するように指導をしております。

教育委員会主催研修におきましては、参加体験型研修を取り入れ、自己についての肯定的な態度や適切なコミュニケーション技能の育成等、普遍的な視点からのアプローチを重視した研修を実施しております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 学ばれたとおっしゃられますけど、事件を学んだ、事件が起きる前の状況、そしてその後、どのようにしたか。どういう環境の中で、大古小事件が起きたり、中学校教師による結婚差別事件等が起きたのか。

そのことを検証しないで、ただ、現象した状況だけでの学習会では、研修会では、なんら受けた側の方に身にはならないと思うんです。そこらのところ、前はどうかです。大古小事件が起きる状況になった教育現場は、どのような状況でありましたか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 30年ほど前で、もうほとんど資料が残ってない状況でございます。個人的なですね、記憶をたどっていくしかないんですけども、やはり当時の学校というのは、職員研修の体制が十分確立してなかったということが、私が特に残っております。本当に古いことですのでね、特に印象的なのはそういうことですが、あとちょっと今、ちょっとこらえてください。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そうですよ。そういうところが、やはり同和教育がある一部の人のための教育という間違っただけの結果にもつながったということなんです。

要は、同和教育運動が始まったのは、あの当時ではないんですよ。

この世界人権宣言が採択されて以後、47年、8年、50年には、鹿川町立鹿川小中学校では実践されとったんです。そのとき、それまで私は、ちょうどそういう教育に出会うまでの時期が小学校5年生でありました。それまで私は基礎学力もついていない人間でありました。学校へ行ったことがなかったんです。すべての子どもたちに教育をという実践教育が、鹿川小中学校でなされ、そして長期欠席児童の私たちを学校に呼び寄せ、そして、学問を身につけさしていただいた。

そういうところで全国へ広まって、いわば非識字者をつくらないという教育運動がなされ、人権も少しずつ、人に生きる権利というものが、少しずつ国民の中に浸透しておる状況です。そのことが、教育現場の出世の糸口になる。担当者になれば、早く管理職になれるという形で、だんだんと同和教育運動が、緩やかな状況になってきた。そうした状況の中で学校教育現場では、子どもの荒れた放題という状況の中で、この大古小事件がおきた。そのときの状況で言いますと、提起したのは、一人の一般家庭の一般地区の母親でありました。あんな変な教育をされたんじゃない、こちらの子供が伸びていかないということも提起され、そして私はその当時何もわかりませんから、何と騒ぐことよのうという思いでありました。そして、たまたま教育委員会に用事があって行きますと、当時の教育事務所の方であろうと思う指導主事の方が、教育長の部屋に、大変なことが

起こりましたね、大変なものが騒がしますねという形で、差別事件を差別事件としてとらえず、厄介者としてとられるような状況でありました。

そのことと、今日現在の教育現場は、本当に似たような状況ではありますが、違いますか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 今のお話になったことが、いわゆる歴史的教訓だと思います。ただ、今の人権教育につきましては、一応整理をされまして、いわゆる人権のを尊重するという方向に動いております。

したがって、学校の中で、子どもたちに人権教育をはぐくむのは、やはり一人ひとりが大切にされてるという実感を子どもたちがもつんだと。

そのためには、先生方がお互いに人権尊重し合いながら、そしてお互いが助け合いながら、あなたの人権、私の人権、両方大切にしましょうねという方向で動いてますので、当時の様子とはちょっと違ってると私は認識をしております。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 当時の状況と違うとおっしゃいますけどね、先生方なんて活力ある教育を目指していることをしっりにおっしゃるんですが、今その状況というたら、私は、あの当時の子どもたちの教育環境と、今の環境よく似るとような感じをしておりますよ。

私がなぜこの時期に、こういう質問をするかと言いますと、広島市中学教師による結婚差別事件、事件というのは、当事者はこの島の出身者なんです。どうして起きたかと言うと、この大古小事件、契機にして、本当に人権が大切なんだという思いで、学校の先生が、しっかり子どもを教育していただきました。そうした状況の中で、私たち部落の女性でも、好きな人と結婚できるという思いを持った女子生徒が、こういう状況になったんですよ。今どうですかね、この20年前にさかのぼってその以降、教育を受けた子どもたちの状況で言いますと、これも江田島市にかかわることではありますが、20歳そこそこの子どもが自分の子どもを虐待し、死に至らしめる状況、その子たちを教えた教職員が県条例に違反するような破廉恥な行為、私はその当時とひとつも変わってないと思いますが、どうなんですか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 先生方の中にはですね、多くの方がおられますので、本当に一握りとまでいきませんが、お一人でもそういう違反するような方があると、一生懸命頑張るとられる先生方がですね、大変迷惑かかる状況なんですけれども、先生方はよく私頑張るとると思いますし、当時のですね、いわゆる人権感覚の育成という、基本的な人権の理念の体得と言いましょうか、そういったことでは随分その人権の感覚の面では十分進歩しているというふうに私はとらえております。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 確かにそうでしょうよ。

どうしても教育長は、人権は心の問題、心の教育をすれば、人権が備わるいう程度のところだろうと思います。ということは、私に言わしたら、教育長が常々言っておら

れる島から世界へ、という江田島市独特の教育標語みたいなのがありますね。そして、教育長がおっしゃることとの違いというのは、私は、心の問題で、そういうことになるんじゃないと思います。常日ごろから訓練が必要であろうと、普通の教科学習と同じような目的を持った人権教育が必要じゃなかろうかと思いますよ。

もう一つ聞きますよ。

江田島市立小・中学校すべての学校が人権教育をしておりますか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 私は人権教育はすべての学校でしとると認識しておりますし、ただこの人権教育というのがですね、大きな流れからしますと、いつでもどこでもさりげなくということで、全教科を通じて、全教科、道徳、そして特別活動、その場面場面で行われますので、子どもたちはひょっとして、それで人権教育というふうにとらえてないかもしれませんが、ただ、日常的にその必要に応じて人権教育を進めているというふうに思ってますし、心の問題ということを言いましたが、確か心の問題の部分はウェート大きいんですけども、ただ今ですね、人権感覚とかですね、人権感性と、そして行動力といいたいまいしょうか、そこらを育むような工夫はしているということは御理解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そう言うたらおかしくなるじゃない。今二十歳そこそこの子どもがわが子を虐待しよるんですよ。もう少し真剣に、私は考えていただきたいと思います。

そうした中で、ちょっと余談になりますが、私言葉もえっと知りませんので、確か、今、教職員が数が多くなりすぎて、小学校の統廃合が進みまして、余っておるという形で、どういうんですかね、割愛、派遣職員というんですか、教職員が、学校教育現場から外れて、各地域の地教委へ派遣されたのが各市町におると聞いておりますが、江田島市では何人ぐらいおられてるんですか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 割愛の職員は、教職員からの割愛は、4名でございます。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） その4名の方、どうなんですかね。私は、こういうことをよく耳にするんですよ。何か広島県教委が、人権教育が心の教育だという形で、あまり課題を抱えた子どもと向き合うことができなくなったんです。何を自分が、何をしたらいいんかわからないんです。という形で、途中でまだ定年を迎える前に中途退職される先生方がたくさんおられます。私の仲間にも、そうした方が2、3名おられます。何で辞めるんかと言ったら、このままおると自分の心が病みます。病になる前に、私はそうした環境の中を開放させたいです。子どもたちには申しわけないけど、自分の心を守るために、中途退職をいたしました。と言われるわけですが、この4人の方で、そうした少しでも気力を失せた状況があるのかないのか、お聞きいたします。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 私ども、まあ私もちょっと年をとりましたが、仕事をして

いればですね、やっぱり山あり谷ありで、落ち込むようなときもあるし、元気なときもあるしということで、今やや元気がないのが確かにおっしゃるとおり一人いるわけでございますが。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 教育長も現場あがりの人です。いわば、教育にかかわる人というのは、本当に次世代を担う子どもを育成、本当に人間を育てるという思いで、教職になれる方たちばかりだと思います。中には、ひらめのごとく目線が上に向いただけの方もおるやにわかりませんが、ほとんどの方が、子どものために、自分の持つおる力を心血注ごうという思いでもって現場のおられるわけです。そのことがわかっておられる教育長であれば、せめて広島県が、心の問題という一般的な考え方でかたをつけようとしよる教育を実践してこられた教育長が、せめて、江田島市の義務教育は、そうした力強い子どもを育てていくという信念で、あなたのところに、部署に、わずかな部署のところで一人そういう方がおる。

じゃ、教育現場にたくさんのそういう思いを持った先生、まだまだおると思うんですよ。そういう姿を見すことにおいて、子どもたちは、どのような意識を持つかということなんです。

あの大古小事件を大柿町の子どもたちが、すべての子どもたちが、人を大切にするという思いを持って、いろんな取り組みをされました。家庭では、夫婦、兄弟、お父さん、お母さんの問題、提起し、子ども同士がお兄ちゃん、お姉ちゃん、弟、妹の間での出来事を指摘し合うような活力ある現場になったんです。

そうした状況の中で、大柿高校もいわば活力ある教育、再生しだしたんです。そのときに、当時の校長は、こうした活力のある子どもたちを受け入れるために、特色ある学校づくりに邁進しますという、言われる校長先生も二代、三代続けておられたんですよ。いろんな課をつくるように努力された方もおられます。そうした状況の中で、中学校教師による結婚差別事件が起き、教職の中が分裂をしていく。そうしたところで、ある一人の校長が、こんなことはやっちゃられんという形で、大柿高校も、そうした特色ある学校を断念し、今のような状況になったんです。

私は、江田島市の教育が、島から世界へ羽ばたく、羽ばたいていける人間を育てるということであれば、私は何も広島県の県教委の意向に基づいたことでなく、文科省が後援をしておる今、全国人権同和教育研究協議会、これは財団法人ですが、そこにしっかりやってくれという形で、思いで出されたいわば取りまとめですよ。手元にあるでしょう。それを広く実行していただくことが、私は大事ではなからうか。

それから、もう1点は、今、教職現場の、いわば、世代交代が進んでおられますね。そうした状況の中で、またこのような状況がつけられるです。今、世代交代が進んでおるから、いわば、割愛派遣で来られた先生が、心病むような状況になるんですよ。

私が言いたいのは、今回、鹿児島で全国人権同和教育研究大会がありました。参加するために、要は要綱、おたくの事務所に要綱をいただきに行ったんです。そしたら誰一人として、そういう大会があるということすら知ってなかった。でも、この江田島市から、総勢26人の方が参加しとるんですよ。能美町の高田地区から2人、中町から2

人、鹿川から14人、大柿から9人、大柿から私も行きました。それは、この中学校差別事件の当事者の人をつれていきました。本当あの事件が、今の教育に活かされておるのかということ、気になって行かせていただきました。今まさに、そういう大会がある、まとめがあって、それを実践する。2年前に文科省の報告に臼井さんがあがったでしょう。その後どうなってるのかというものが私は気になっておりますと、行きゃあ、そんな大会があるんですか。あんなのとこの職員一同が知らないのに、何で教育現場が研修しとるということを言われるのか。

そういうところを私は気になって、きょう質問をさせていただきました。

今後どのようにされますか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 先ほどはですね、一つだけ、先生方の健康のことですね、私への励ましもいただきましたが、子どもを育てるのはやっぱりですね、子どもたちに立つ先生が元気でないと、そして、人権に関する理念の習得については、みんな一致団結をして足並みを揃えていうふうなことが非常に大切だと思います。

先ほどの件でございますが、一応ですね、学校の方では、個別の人権プラン、指針の中に書かれてます人権課題が10余りあります。御存知のようにですね、一応、学校の方では個別のですね、人権課題については、特化して進めないという大前提がございます。

したがって、文書の関係で、そういった同和教育、同和大会ですか、その人権ですか、それは文書的に、どういうんですか、うちの方に回ってきてないんだらうと思います。回ってくればですね、私ども案内できるんですけども。

そういったところでございます。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そういう状況なんですよ。要は、広島県教育委員会が、心の問題だから、そういうところに入らんでもいいという形で、要は、とめとるわけなんです。

もう一つ言いますよ。

人を育てるのに、地域との連携なくして、子ども育たないんです。島から世界へ、ということは、島であろうとね、他の地域と、いわば、日本全国共通した取り組みの中で、人を育っていくということなんです。

そのことなくしてやるから、今広島県では、この大古小事件が勃発したときには、教育問題でいうと、ね、広島県では、広島県の教育水準は、その当時、全国平均13位か14位ぐらいだったです。この事件が起きて、県内のすべての義務教育の教職員がやる気を起こし、そして、この私とともに、地域とともに、教育に関心を持つ。そういう状況になったときに、あわせて、その当時、広島県の高次教育課におった人ですが、激務に耐え切れず、その過労死された先生がおります。呉の出身で極山さんという方じゃったか、この方が、今おたくが出しておる中高連携ということを私問題提起を起こしてきました。義務教育だけで頑張っても、だめですよ。高校も入れてください。中高連絡協議会いうのをつくってください。という形で、私がいち早く広島県内で、大柿町で

立ち上げました。そして、大柿中学校から島外の学校へ行く子どもたちの学校に呼びかけて、この子の進路保障をするためにいう形で、私学も含めて、大柿町に、月に2回、各週土曜日、集まっていただくように、いわば、保護者との連携を持たしていただきました。そうする中で、大学進学率、すべての教科の平均点、一時は全国2位、3位。中途退学率もしない方から2位、3位。それまでは、中途退学率というのはかなりありました。そして、島の教育も広島県では、ある小中学校が、非常に足を引っ張っておるといって、大柿の教育水準は、48市町あったんですかね当時は。その中のワースト10の中に入っておりました。この事件を、先生方が努力した結果、水準を上回りました。当然大柿高校も活力できました。

私は、今、教育委員会が考えておるところというのは、現場の先生が、本当に子どもと向き合う、その姿ができたときに初めて、教育は活性化します。

余分ではありますが、27年前に、私は市長と、全同協へ参加させていただきました。その時の現地の市長提案の方が、私は、あの言葉が心に残っとるんです。市長提案された方が、大綱づくりの方でありましたが、連れ合いさんが自分と結婚して10年間、苦悩しておることに気付かなんだ。いわば職場結婚で、あの人は部落の誰々と結婚したということで、職場で、すげない仕打ちを受けておるのを、もんもんとして10年間、よう旦那に訴えることができなんだ。そのことを10年たったごろに打ち明けてくれて、私は教育というものが大切だという形で、きょうこの場で報告をさせていただきますという報告を受け、その後、報告に私は感動して、本当に人権運動にかかわらんにゃいけないあいう思いをそのときしました。

そして今回、結婚差別事件の当事者のおじさん、おばさんを連れて、行かしていただいたら、きしくも、その方の息子さんが、父親が27年前にここで議長提案させていただきました。私は父親の後ろ姿を見て育ちました。そして、きょうここで議長提案させていただきます。本当に、私は、人権を大切にすることというのは、本当に素晴らしいものということ、二度、感動を受けました。

ですから私は、せめて文科省が、同和教育にかかわる人権教育をするのであれば、私は、そうした取り組みが必要ではなかろうかと思っております。

それでも、教育長は、県から任命されたから、県のいうとおりを守りますか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 私は県から任命されたのではございません。市長から一応任命されて皆さんに同意をいただいたというこういう立場でございます。

ただ、この人権教育につきましては、当時、御承知のように、いろんな経緯がございますよね。人権擁護推進審議会の答申とか、地域対策意見具申とか、ずっと経緯がございます。それこそ歴史的教訓をその中に活かしつつですね、急に現在の人権教育に至ったんじゃないわけです。その集大成なるものが、平成12年の12月6日、くしくも一昨日でございます。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ということでございます。

現在、この法律を基に、基本計画ができ、そして基本計画をもとに県の方針を立て、そして県の方針をもとに地域の実態に応じたように江田島市の指針ができているわけで

す。子どもはそれにしたがって、人権教育を進めていくということでございます。

今、議員さんおっしゃったことがまさに歴史的教訓だと思います。

そのことも踏まえながらですね、やはり我々は前進していかにかいかんし、この人権教育、今の人権教育というのはまさに、普遍的な原理でたっているんだと思います。

他人の生命を大切にし、お互いの人権を大切にし、認め合う社会の構築であると、こういうことでございますので、その方でしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 教育長、きしくも地域の実態に即した教育をとられました。

当日、鹿児島の日であります。文科省の次官の代理があいさつをしております。その文言がこうであります。

地域によって実施状況や実践内容に温度差はあるものの、全国的に人権教育に取り組む環境が整いつつあるすべての学校で、他の教科書と同様、当たり前のこととして、人権教育に取り組むことが大切だと。

それにつけ、広島県教育委員会は、文科省ですらそう言いよるのに、地域との連携をとるなどか、人権教育は心の教育だとか、道徳ですましておけばいいというような、軽んじた教育であってはならない。

私は地域の実態に即した状況でいいますと、私は先ほど、江田島市から二十数名の方が行った、大柿からもね、運動関係者じゃない方が参加しておられます。能美からも4の方が参加しておられます。大柿からも3の方が参加されております。

まさに今、子どもたちの姿を見て、人権感覚のなさに、うれいておるからこそ大事にしたいという思いなんです。そのことが、確立しないと、高齢化社会が進んでいく状況の中で、お年寄りが高齢者、ますます不遇のめに合うんです。

私は常々質問のときには、物事を平面的に見るのではなくして、立体的に見てほしいというお願いをずっとしとるんです。一つの物事を進めていくのには、市民生活課じゃ土木建築課じゃ教育委員会じゃいうような、単体的な問題じゃないんです。

すべてが合体したようなものやっつけていかにかいけんのです。今、どこの自治体も、高齢者福祉問題について大きな費用をさいているのは、どこの自治体も一緒なんです。財政が緊迫しとるとこも一緒なんです。

そのところで何とかしなさいけないということになってきたら、教育一つとっても、各学校空いとるところの学校でもいい、体育館もその地域で、じいちゃん、ばあちゃん、父さん、母さん、子どもと体力づくり、地域づくり、やっってくださいと、無料で貸したって、結果は、健康維持できたら、福祉に関する費用も少なくてすむんです。一人ひとりが1万円、年間1万円節約したら、今2万5,000人、2億5,000万の出費がへるんです。そういうものを考えて、私は、各課の計画、実践いうのは、私はそうした取り組み方をさせていただきたい。

このように思って質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（上田 正君） 以上で、15番 山本一也議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

午後1時25分から再開をいたします。

（休憩 12時23分）

（再開 13時26分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第2 同意第2号

○議長（上田 正君） 日程第2、同意第2号「公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第2号「公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

平成23年12月15日付で任期満了となる小地原巧さんを引き続き選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

再任したい方は、住所が江田島市能美町〇〇〇〇〇番地の〇、氏名が小地原巧さんです。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、73歳でございます。

小地原さんは人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で、能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を要する方でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第3 同意第3号

○議長（上田 正君） 日程第3、同意第3号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第3号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

平成23年12月27日付で任期満了となる大柿町〇〇の大石君江さんの後任として、次の者を江田島市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

任命したい方は、住所は江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が樋上美由紀さんです。昭和〇〇年〇月〇日生まれ、61歳でございます。

樋上さんは、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、高い識見を有する方でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の、起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第94号

○議長（上田 正君） 日程第4、議案第94号「江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第94号「江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

土地改良法の改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第94号、江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案について説明します。

6ページに条例改正を、7ページに新旧対照表を添付しております。

7ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正は、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、土地改良法の整備がなされたことにより、本市の条例を一部改正する必要がありますが生じたものです。

改正内容は、土地改良法96条の4に、新たに第2項が加えられたことによるものであり、現行の第96条の4を第96条の4第1項とするものです。

附則として、本条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） なかなか法律や条例が理解しにくいところがありますので、やはり議決するには理解をして議決をしたい思いますので、お聞きたいと思います。

6ページの96条の4、これが第1項になって2項ができたということですが、その2項についての具体的な、どういうふうになったのか、内容をお伺いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 96条の第2項として新たに加えられたのは、応急の処置という土地改良法49条あるいは土地改良法88条にあります。

その中の部分が、新たにその準用規定の中の96条の2、これによって市町が議会の議決を経てやるんですよということも加わっております。

ただ、2項が加わったことによって、うちの条例上に影響するのは、96条の4というところが新旧対照表にもございますように、そこが1項となりますので、今回は条例改正をさしていただくということで、この96条の4というのは、あくまでもそれぞれの賦課徴収に係る法の中の準用規定、要するに読みかえ規定を定義しておるところでございます。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第95号

○議長(上田 正君) 日程第5、議案第95号「江田島市公共下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第95号「江田島市公共下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

下水道事業の整備から3年度を経過する地区にかかる受益者分担金の前納報奨金制度の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) それでは、議案第95号、江田島市公共下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明します。

江田島市においては、下水道への接続を速やかに進めるために、下水道が整備された後、3年度分以内に接続し、受益者負担金分担金を一括納付していただければ、報奨金を交付する制度を設けております。

この制度は、合併前の旧町時代からの条例を引き継いでおり、関係する条例が5つございます。

このうち、一部の条例については、3年度を超えて報奨金を交付することが可能な内容となっております。

そこで、3年度を超えるものにつきましては、制度の整合を図るため、前納報奨金制度の改正に係る関係条例の改正を行うものであります。

また、表記上の整理をあわせて行うようにしております。

内容につきましては、11ページからの新旧対照表を用いて御説明いたします。

11ページをお開きください。

表の左側が改正案で右側が現行でございます。

まず、ページ上段の江田島市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正でございます。

この条例は、旧江田島町の公共下水道事業に関する条例であります。

第4条において、受益者の負担金の額の算定方法を定めておりますが、表記が誤解を招きやすいものであるため改めるものであります。

次に、ページ中ほどの江田島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正でございます。

この条例は、旧能美町・大柿町の公共下水道事業に関する条例であります。

左側改正案、第5条第2項において、前納報奨金の納期を規則で定める旨を明記するものであります。

前納報償金の納期は既に施行規則で定めておりますので、これと整合を図るものであります。

次に1ページ下段の附則4でございます。

能美町中町地区は、本年度で完了いたしましたので、中田浄化センター処理区について、3年度を超える平成27年度から前納報奨金を交付しない旨を明記するものであります。

次に、12ページをお開きください。

江田島市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正でございます。

この条例は、旧沖美町の農業集落排水事業に関する条例であります。

第3条の左側改正案で、準用する条例の短縮用語の定義を明示いたします。

その下の附則3において、沖美町地区においても、同様に、完了後3年度を超えて前納報奨金を交付しない旨を明記するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 先ほど中田浄化センター処理区が全部完了したということなんですけれど、あとから補正予算でも出てきますが、2億4,000万ぐらいの事業が減額されるということで、事業はかなり全体的に遅れるんじゃないかなと思うんですが、中田については、もう完全に、これで完了できるということでもいいんですけど、あと残りの事業計画が変わってくるんじゃないかと思うんですよね。その辺はどうようになるんですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 本年度におきましては、国からの内示が約3割ほど減ったために、今年度事業費がずいぶん額が落ちまして、そのため、このたびでも減額の補正をさせていただいているところでございます。

ただ、下水道事業全体でいきますと、まだ平成40年度程度まで、以上かかるよう

な長い期間の事業でございますので、単年度における事業費の若干の変動は、今後の事業の計画の仕方によって、ある程度吸収できるものと考えております。

できるだけ早期に、皆さんに下水道を利用していただけるように、効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 交付金補助金が少なくなるということで、今年ぐらいですかね、去年も少なくなったんですかね。段々なんか少なくなるようなんで、江南・飛渡瀬なんかは平成26年までにはもう供用開始できるという話なんですがね。事業計画で皆市民に配つとるでしょう。あのおりできないんじゃないですか。もう一回。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） すでに事業計画については、ある程度期間の幅を持ってお知らせしております。

我々の方で計画しておりますのは、設計額に対する事業進捗ということで計画をしておりますけども、確かに交付額というものは少なくなりつつありますが、最近の傾向といたしましては、業者さんの方の受注額が低めに受注されていることもございますので、それを当てにしてはいけないんですが、そういった関係も含めると、それほど遅れなく事業を進捗させることができると考えております。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 9ページの中田浄化センターが23年度で完了ということでございますが、その整備率が100%になったということでございますよね。その内、お年寄りさんとか空き家とか猶予しているところがあるかと思うんですが、これ何件ぐらいありますか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 大変申しわけございません。

手元に資料持ち合わせておりませんので、後ほど御回答さしていただければと思います。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 要は、受益者負担金の補償金ですね、これは水洗化を向上させるために制度をつくつとるわけですよ。

そうすると、もう27年度以降というのは猶予しておるところは、おそらくこれは適用しないということになるかと思うんですが、ここらはどうですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 報奨金につきましては、下水道法におきまして、3年以内に接続しなければならないというふうに定められておりますので、その期間、報奨金を払って、接続の促進を図るものでございます。

ですから、この条例におきまして、中田処理区については、27年度以降の報奨金というものはなくなりますので、それまでに接続を終えていただくよう案内していきたいと思っております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 9 6 号

○議長（上田 正君） 日程第 6、議案第 9 6 号「江田島市スポーツセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 9 6 号「江田島市スポーツセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

社会体育施設の使用料の見直しに伴い、現行の条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） まず最初に、このたび議案の訂正をさせていただきます。お手数をおかけして申しわけありませんでした。

では、議案第 9 6 号、江田島市スポーツセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

18 ページの方をお願いいたします。

こちらに条例の改定案左側、現行右欄に記載しております。

まず最初に、江田島市スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正。

第 9 条第 3 項に回数券の後に、及び定期券をつけ加えるものです。

それと、施設の使用料、トレーニングルームの下にシャワー室、個人、1 人 1 回に

つき100円を加えるものです。

それと、イの照明施設等使用料、1時間につき。こちらの体育館アリーナの照明料は、電気が全灯できるものと半点灯できるものが調整できるということが今回わかりましたので、そちらの方に照明料、半点灯を付け加えるものです。

それと、柔道場のところに冷暖房が完備されてるにもかかわらず、使用料が落ちておりましたので、こちらに300円を付け加えるものです。

次に、19ページをお願いいたします。

こちらの別表第2、アの回数券の下に、先ほど言いましたイの定期券、3カ月、6カ月、12カ月、これらを加えるものです。

次に、江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正。

こちらの方の別表第2の施設使用料の中に、江田島市武道館、こちらにシャワー室があることがわかりましたので、こちらの方にも1件100円ということで付け加えさせていただきます。

次に、江田島市立公園設置及び管理条例の一部改正。

20ページをお願いいたします。

こちらの方で、照明施設の使用料の中で、江田島公園・能美運動公園・鹿田公園と一緒にしておりましたが、今回江田島公園の、やはり照明灯の方が全灯、半点灯につき、使い分けることができることがわかりましたので、こちらに半点灯をつけ加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成24年1月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） この使用料の単価、根拠ですね、これはどういうふうにして定められておるんですか。お聞きいたします。

それと、施行日が1月1日になっとるんですが、年度の中途で、何で急ぐ理由があるんですか。これをお聞きします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 照明等の施設で使用料のことでしょうか。全般ですか。

これは近郊の近隣の市町村等の条例等を勘案して、一応うちの方でも検討してつけていただきました。

1月からの施行がということは、江田島の武道館の方の冷暖房の施設料をとっておりますが、スポーツセンターの方でとるようになってなかったものですから、わかった時点で今回冷暖房料をとるようにしたものです。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 住民の方からいたしますとね、使用料が高いいうて言われるんですよ。それで、使用料の1時間当たりの単価をそれぞれ出されておりますが、これ

はやっぱり根拠いうんですか、使用料の電力量の請求きますよね、電力会社から。ほいで、この施設はどのくらいいるから1割相当分ぐらいいうような考えはないですか、どうですか。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 申し訳ありません。

そこまでは考えておりませんでした。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 要は、やっぱり根拠を示していただいて、住民にわかりやすいようにしてもらわんと、どんぶり勘定でこれはちょっとやっぱり我々も理解しにくいんですよね。ひとつ今後、この照明に限らず、この照明でも実際明るさがそれぞれ違うと思うんですよ。電力量も違うと思うんですよ。

それは、それぞれの江田島公園と能美運動公園、鹿田公園、これは同じようにしておる、若干の差はあるとしてもですね、どのくらいが許容範囲かわからんとしても、この3つを平均してならしてこうしたんだというようなことなら我々は理解できますが、ただ近隣のをみてどうだというのは、ちょっと理解できんのですが、今後よろしくお願いします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 今後検討していきます。

すみませんでした。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） 使用料の決め方につきましては、この4月から減免の規定で見直しをいたしましたですよね。4月からスタートしたんですが、これは、それまでに議員さんの方にも条例改正をして、そのときの算定の仕方、考え方を、既存の使用料をもとにですね、結論的には、今までの使用料とはより低くしたんですけれども、考え方は面積をもとに、これまでの使用料をベースにしまして、面積で割り出しております。今、手元に細かい計算の仕方がないんですけれども、近隣の使用料も確かに調査したことはあるんですけれども、実際に決定したのは、今までの使用料をベースにしまして、見直しをして、面積で割り出しております。手元には今細かい計算の仕方がないですけど、後ほどそれは示しさせていただきます。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほどのこの中身を見てもらえばわかると思いますけれども、ほかの同じ施設で、片一方はとりよるわけです。ここは実は今とってなかったと、それに気がついたと、要するに、全体の整合性をとるために、同じような施設で、片一方はとりながら片一方はとってないから、今回から、1月1日から料金を徴収するようにしたいということでございます。

全体にこれ見てもらったらわかるんですけど、これも施設を管理する者のちょっと注意が足りなかったことなんですけど、今回の条例の中身の全体で言いますと、先ほど言ったようにとつとる場所がある、同じようなことをしながらとる場所がある、とらない場所がある。

それと電球も例えば、大きい施設は今までは10個あったら10個灯して、体育館の中でも外でも使ったわけなんです。ところが、よくよく調べてみると、それぞれスイッチがあって、10個のうち5個しか、5個だけ使えるようなスイッチに実はなってる部分があって、競技によれば10個電灯を灯らさなくても5個だけ灯せば充分競技ができるというようなことで、その方がエネルギーというのか電気の使用量も少ないし、使用料も今までの半分にできるんじゃないかということで、よくよく調べたら、そういう落ちとる部分もあるし、効率的に充分間に合うのに電気を明々と灯して使っておったということもあってですね、そういうものが、今回気がついたというのか調べるとわかりましたので、今回条例の改正出さしてもらいました。これからも多分まだもう少ししっかりすべての施設を精査すれば、まだまだ改正せにゃいけんところがあるかと思えます。

これは、使用しとる人らの意見なんか出てきたときにですね、ああそうだねという気がつくものもありますので、これからもどんどん実際に使われとる方がですね、これ電気半分で済むとかまだ3分の1で済むとかいうこととか、そういういろんな不都合なことがあったり、こうすればよくなるということがあったらですね、実際に利用されとる方からも意見を出してもらえればですね、まだまだ料金を安くしたりすることができますので、本来ですと、市の教育委員会がきちっと管理して、すべてを把握しとくんといけんのですけども、申しわけないんですけど、そういう気がつかない部分もありますので、それは市民の皆さんにも御協力をいただいてですね、適宜改正していきたいと思えますので、そういった今回の条例の改正、はそういったことでございます。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 使用料の件に関しましてはね、行財政改革を旗印にね、受益を受ける者はもう使用料をいただくんだと、そういう考えで始まるとるわけですからね。このたび、ふえたのがシャワー室の100円、ああいうところがふえたわけですけどね。

しかしながら、18ページもあります柔道場の冷暖房の300円、これを忘れとったというのはちょっといかんですよ。これは気をつけてもらわないけん思いますよ。よくしっかり見てやってください。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） きのうも言ったけえもう言うまあか思っと思ったんだけど、将来のね、江田島市を担う江田島市の宝なん、子どもらをね、育ていかんにゃいけんに、金をとるけえ、どのくらいかかるんかいうて聞いてみたらじゃね、たかだか数万円から数十万しかないじゃないですか実際にこの半年間で。そういうびつたれたことをして将来の宝が育つとると思つとるんですか。3年間で見直しをする言うて、きのう教育長が言いよったが、3年間といわずですね、来年の4月からもうすぐやめて、無料にするようにしてください。将来の宝ですよ子どもらは。大人から取るぶんはしようがないそれはまだ。けど子どもらはね、一生懸命これから育て、江田島市を担うてもらわなゃいけんのです。そういう人は、江田島市なんか住めるかいというようなことのならんようにですね、たかだか何百万も、この半年間で収入が入つとると思えばね、五、六万とか10万とかね、びつたれた金をですね、そういうことはやめて、もうすぐやめて

ください。

以上。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今の電気料ですが、アリーナを2分の1で400円、4分の1で200円にしとるんですが、それだけ電灯をへして暗いところでいろんな練習ができるんですか。

答弁してください。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） これは、使用される方が申請されるときに、今回は4分の1面で使うので、4分の1の電灯で使いますという本人たちの申請のもとに料金をいただくものです。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 本人らがそういう要望があるのは、電気料が高いから、そのようなことを言っておるんじゃないですか。明るいところで十分練習ができるようにしてあげて、負担を市がするようにしたらどうなんですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） こうして今ではですね、

例えば10人でも電気をこうこうと照らして、自分たちが1円も負担しないしなくてもすむから、そういうように周りからずいぶんあれはむだ遣いじゃないかとか、あまりにもひどいじゃないかというような、いろんな意見が、いろんなさまざまな意見があって、行政改革を取り組んだわけです。

4分の1の電気ですら明るくしてやらしゃええじゃないかいうて、じゃ卓球なんか、例えば10台やると全部電気をつげんにゃいけんとか、普段の練習でしたら、1チームくらいが来て卓球台一つ使うとか、二つを使う程度でしたら、十分不自由するようなことじゃないんですよ。ですから、これはこういうことをきっかけに、使う側もお金を払うんなら、ここ消して、いらんのじゃから消して、必要なだけ使うて、必要なだけ金を払おうとか、これは要するに市民の方、今まではタダだから使い徳ということは違うんですけど、いくらかかっても関係ないと、自分の懐から出すんじゃないから使わにゃ損じやということで、これまでやってきたわけです。

それでは世の中の市の財政、さまざまなことがみなそういう感覚で、何でもかんでも言わんにゃ損じやと、役所へ言うて、わいらあみんな市役所のものは市民のためにやることじゃろうがと、我々が要求することは全部やれと言って、どんどんどんどんやったから財政こうなるとるわけですよ。

今回のこういうことをきっかけに、これは決していいとは思いませんよ。できれば全部、何もかもタダで全部してあげれば1番市民にとって幸せな話ですよ。

しかし、こういうことをきっかけに、ひとつずつ無駄なことは、そうじゃのう、むしろ無駄なことをしとったのと、これだけ電気5つ点いてりゃ、10も点けんでも5つ点ければ十分だと。またクーラーじゃなんかつけんでも、そんなに我慢できんことはないし、暖房もつけんにゃもてんことはないし。

そういう状況があった上で、これでは、お金がいくらあってもたりんから、少しでも市民の皆さんに気付いてもらわなきゃいけないということで、これ行財政改革の一環として、使用料・手数料について有料化したわけなんで、これをタダにするんじゃたら今までと同じことで、使わんにゃ損のように使いますよ。5人、6人で飛渡瀬の大きいグラウンドの電気をこうこうと点けて使いますよ。それじゃあ財政がじわりじわり、一遍じゃないですけど、じわりじわりじわり、それはいきます。それは人の感覚としてですね、それだけじゃないんです。全体に、そういうことが広がっていくわけです。

今日、日本国が大借金しておるのは、そういうことがずっと積み重なって、何十年積み重なったから今回来とるわけで、少しでもいらん無駄なことはやめましょうということがですね、この使用料・手数料を徴収することで、皆さんお互いに辛抱できることはしましょうやいうことでやっとりますんで、確かに、少しは不自由になったり、自分の懐からお金出すんで、懐がいたむいうことがあろうかと思えますけど、先ほど、高いという話がありましたが、私が聞いとるところは、たしか江田島市の使用料、こういう施設の使用料は他所と比べても安かったというような記憶が頭の中にあります。もし違っとったらまた後調べてですね、返事しますけど、私がレクチャーを受けたときには、だいぶ前ですけど、江田島市の使用料は決して高くないというように、県内で高くないいうように記憶あります。そういったことで、みんなで辛抱してですね、少しもお金かからんようにしてもらおうのがこれですので、もし市民の方に聞かれたら、よく説明していただきたいというように思います。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今、市長が言われたことはよくわかりました。なら、卓球台を10台並べて2台にするか電灯を少なくするという、あれはよくわかるんですよ。それでいいと思います。

はいじゃ、なぜ柔道場を10人練習するところを5人にしたら半分の電灯ですむじゃないですか。柔道場はなぜその半額の規定を設けないですか。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 柔道場はそういうふうな使い分けをするようになっておりませんので、使われる方のこともあると思うんですが、一応あそこは全面使うようになっておりますので、そういう区切りをしておりません。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 市長の答えるところはようわかるんですよ。

決めたことじゃけえそれは仕方ないんじやが、何カ月間放置、職務怠慢よ。

それは確かに今のやり方というのは、市民には厳しく、職員には優しく、やっぱり職務怠慢。何ヶ月間放置しとったことについての問題は、私は議論せんにならんのかなと思うわけですよ。自分が担当者になって、そこの施設に何があるかということ知らないということ自体が、もう私は不思議でかなわない。それを無罪でおくということも私は摩訶不思議、市民にこれだけの負担をかけているわけですから、そこらのところを今後十分気をつけてやっていただきたい。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長(上田 正君) 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日12月9日から12月13日までは休会とし、三日目は12月14日、午後2時に開会いたしますので、御参集願います。

(散会 14時09分)